

会議の名称	民生文教委員会 協 議 会	開催月日・令和7年12月16日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時26分
出席者	後藤 徹 花村 隆 南谷 佳寛 後藤 國弘 野口 佳宏 栗津 明	
欠席者		
オブザーバー	副議長 安井 智子	
傍聴者	豊島 保夫 藤川 貴雄 川柳 雅裕 原 一郎 河崎 周平	
説明のために出席した者	國枝副市長 鷲野副市長 吉村市長室長 園部市民部長 三輪 健幸福祉部長 熊崎子育て・健幸担当部長 佐藤保険年金課長 棚橋保険年金課長補佐 伊藤高齢福祉課長 前田介護担当課長 高田子育て・健幸課長 小森子育て・健幸 課幼保支援補佐 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	1 付託案件の審査 ・議第76号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて ・議第77号 羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて ・議第78号 羽島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基 準を定める条例について ・議第93号 令和7年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) ・議第94号 令和7年度羽島市介護保険特別会計補正予算(第 2号) ・請第1号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を 軽減する経過措置を継続するよう求める意見書 を国に送付することを求める請願 ・請第2号 「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求 める請願書	

【委員会開会＝午前 10 時 00 分】

後藤徹委員長

ただいまから民生文教委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案についてはお手元に配付したとおりであります。すでに説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑答弁をお願いいたします。

また、執行部におかれましては、発言する前にはマイクを使用して職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に、「議第 76 号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

花村委員

議第 76 号についてお尋ねします。羽島市内には現在のところ存在しないとのことですが、ここでいう家庭的保育事業等とは、具体的にどういった施設を指すのでしょうか。

子育て・健幸課長

家庭的保育事業等とは、利用定員が 20 人未満で、0 歳から 2 歳までの子どもを預かる施設であり、市の認可を受けたものを指します。

花村委員

この条例改正案では、家庭的保育事業者は児童相談所等における乳児または幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならないとされています。

そこで、母子保健法に基づく健康診査とは何ですか。

子育て・健幸課長

現在、市が実施している母子保健法に基づく健康診査は、同法第 12 条で義務として定められた「1 歳 6 か月児健診」「3 歳児健診」のほか、同法第 13 条で任意の健康診査として定められた「1 か月児健診」、生後 3、4 か月頃に実施する「乳児健診」及び「10 か月児健診」がございます。

後藤徹委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

後藤徹委員長

質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある

	<p>方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 76 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤徹委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 76 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第 77 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>今回の条例の一部を改正する条例では、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」と、文言の見直しをするようですが、その見直しの理由を説明してください。</p>
子育て・健幸課長	<p>本条例改正にかかる条文の整備については、令和 7 年 11 月 14 日に公布された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の改正内容に従って、見直しを行うものです。</p>
花村委員	<p>議案書の 15 ページにある第 23 条の 2 では、特定教育・保育及び特定地域型保育が著しく困難である離島その他の地域における設備及び職員の基準の特例を定めています。</p> <p>そこで、そういった地域では適用しないとする規定の内容について説明してください。</p>
子育て・健幸課長	<p>保育が著しく困難である離島などでの一般型乳児等通園支援事業の実施にあたって、本条例第 23 条の 2 で適用が除外される内容としましては、第 22 条が規定する乳児等通園支援事業を実施する建物が備えるべき具体的な設備や、乳幼児 1 人当たりに対して確保すべき面積及び第 23 条が規定する乳幼児 1 人当たり配置に必要な保育士等の人数です。</p>
後藤徹委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>

後藤徹委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 77 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤徹委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 77 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第 78 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>議案書の 21 ページ、第 13 条第 2 項では、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされるものにかかる費用は、乳幼児等支援給付認定保護者から受けることができるとしています。保護者が負担することになる 1 日当たりの費用負担は、どれだけ程度と見込んでいるのでしょうか。</p>
子育て・健幸課長	<p>保護者の費用負担は、利用児童 1 人 1 時間当たり 300 円の利用料のほか、給食代やおやつ代などの実費となります。</p>
花村委員	<p>24 ページの第 25 条「虐待の禁止」では、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為、すなわち被措置児童等の身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行などの禁止を規定しています。</p> <p>そこで、職員による虐待の通報義務について、通報者が不利益にならないような規定は備えられていますか。</p>
子育て・健幸課長	<p>虐待に関する内部通報を行った職員の雇用や処遇を守る規定については、児童福祉法第 33 条の 12 第 6 項において、職員が当該通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けない旨の規定が定められております。</p>
後藤徹委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>

後藤徹委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第 78 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤徹委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 78 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第 93 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>議案書の 65 ページ、これは 1,079 万 5,000 円の財源振替を行う補正予算と見受けられます。この振替を行う理由について説明してください。</p>
保険年金課長	<p>今回の補正は、国民健康保険税の軽減世帯に対する国、県、市による公費支援率が増えたことによるものです。</p> <p>これにより、64 ページ歳入のところ、第 6 款 1 項 1 目「一般会計繰入金」の第 3 節「保険基盤安定繰入金」を 1,079 万 5,000 円増額する一方、その上の第 1 款 1 項 1 目「国民健康保険税」を同額の 1,079 万 5,000 円減額としています。</p> <p>これに伴い、65 ページ歳出の第 3 款 1 項 1 目「国民健康保険事業費納付金」において、補正はせず、その財源を一般財源である国民健康保険税から特定財源である一般会計繰入金に 1,079 万 5,000 円振り替えるものです。</p>
花村委員	<p>議第 92 号の一般会計補正予算を見ると、歳入において「国庫負担金（国民健康保険保険基盤安定負担金）」として 814 万円、「県負担金（国民健康保険保険基盤安定負担金）」としてマイナス 4 万 3,000 円が計上されていました。</p> <p>一方で、今説明のあった 64 ページ歳入の「一般会計繰入金」は 1,079 万 5,000 円ですが、これらの数字の関連について説明してください。</p>
保険年金課長	<p>一般会計の補正と絡めて説明いたします。まず、51 ページ、「議第 92 号 令和 7 年度一般会計補正予算（第 8 号）」</p>

の歳入において、国民健康保険保険基盤安定負担金について、第14款1項「国庫負担金」で814万円、第15款1項「県負担金」でマイナス4万3,000円に分けて計上しています。

この国民健康保険保険基盤安定負担金は、保険税軽減分と保険者支援分の二つから構成されています。

まず、保険税軽減分は県が4分の3、市一般会計が4分の1を負担するもので、今回、交付見込額が当初予算に対し、県負担分で411万3,000円、市負担分で137万1,000円下回る見込みとなりました。

これに対し、保険者支援分は国が2分の1、県と市一般会計が4分の1を負担するもので、交付見込額が当初予算に対し、国庫負担分で814万円、県と市負担分でそれぞれ407万円上回る見込みとなりました。

これらの保険税軽減分と保険者支援分を足し引きした結果、国庫負担分は814万円の増額補正、県負担分は4万3,000千円の減額補正としています。

また、これに市の負担増分269万8,000円を加えた1,079万5,000円を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すため、54ページ歳出における「国民健康保険特別会計繰出金」64ページ「議第93号 令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の歳入における「一般会計繰入金」として計上しているものでございます。

後藤徹委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

後藤徹委員長

質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。

〔発言する者なし〕

後藤徹委員長

討論を終わります。採決を行います。議第93号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

後藤徹委員長

ご異議なしと認め、議第93号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第94号を議題といたします。質疑を行います。

	<p>質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>今回の補正は、税制改正に伴うシステム改修委託料であるとの説明でした。該当する税制改正について説明をしてください。</p> <p>また、その税制改正によって、所得控除金額はいくらからいくらに見直されるのでしょうか。</p>
介護担当課長	<p>今回のシステム改修は、令和7年度税改正において、個人住民税にかかる給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられることに対応するものです。</p>
後藤徹委員長	<p>ほかに質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第94号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤徹委員長	<p>ご異議なしと認め、議第94号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、請第1号を議題といたします。同請願については、すでに紹介・説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。意見のある方はご発言願います。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
南谷佳寛委員	<p>インボイス制度は、複数税率のもとで適切な取引と公平な税負担を確保するために必要な制度と考えます。したがって、インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減するよう求める意見書を国に送付することを求める本請願に対して、反対の討論をいたします。</p>

前提として、事業者間で消費税を払ったり受け取ったりしても、最終的にはプラスにもマイナスにもならないという点を認識しておく必要があります。

例えば、1,000 円の商品を売った場合、100 円の消費税を預かります。もしその商品の仕入れ値が 500 円だったとすると、50 円の消費税を支払っています。そのため、税金として 50 円が手元に残りますが、これは国に納めるので、事業者にとって損にも得にもなりません。この受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて納めることを「仕入税額控除」といいます。

売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるインボイスを導入することにより、買い手側による転嫁拒否といった不当な値下げ行為を是正し、売り手側にとっては価格転嫁がしやすくなるため、複数税率下においても適正な取引や公平な税負担を確保するために必要な制度だと考えます。

また、仕入税額控除を受けるためのルールとしてインボイス方式が必要とされる理由は、取引における消費税額を正確に把握するため、また、正確な税率を確認するため、そして、不正やミスを防ぐため、の三点です。

とりわけ、預かった消費税の一部が国に納められず、利益として手元に残ることを防ぐことにもつながり、消費税制度に対する信頼は高まります。免税事業者に対する課税事業者からの取引についての懸念はありますが、それがこのインボイス制度を中止する理由とは考えられません。

消費税の取り扱いを透明にするために、「誰がいつ何を何%で、合計いくらで販売した」という明細を記したインボイスは必要と考えます。

したがって、インボイス制度により、正確で不正のない経理処理による消費税の納入を期待します。よって、本請願には反対いたします。

花村委員

賛成の立場で討論を行います。経過措置として実施された 2 割特例は、インボイス制度が導入された令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間に設定されています。これは、売上にかかる消費税の 2 割を納めればよいという仕組みです。

この特例がなくなると、例えば、第 3 種業種である建設・製造業等は簡易課税制度を選択した場合、売上にかかる消費税を 3 割と見なすため、消費税の負担は一気に 1.5 倍になります。

<p>後藤徹委員長</p>	<p>同様に、第4種業種の飲食業者、手間受けの建設業者は、売上にかかる消費税を4割と見なすため、2倍の消費税を支払わなくてはならなくなります。</p> <p>インボイス制度によって、免税事業者と課税事業者が消費税負担を押し付け合い、信頼関係で結ばれた取引関係まで壊されているのが現状です。</p> <p>消費税の計算上、13桁の登録番号がないと実際の取引がなかったことにされるインボイス制度に道理はないため、今すぐ廃止するべきです。</p> <p>そして、減税を実施して消費税率を例えば従来の5%単一の税率にすれば、インボイス制度も必要なくなります。</p> <p>したがって、インボイス制度を廃止するまでは経過措置を継続するべきでありますので、本請願に賛成します。</p> <p>ほかに討論はございますか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
<p>後藤徹委員長</p>	<p>討論を終わります。それでは、採決を行います。請第1号は採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>[挙手少数]</p>
<p>後藤徹委員長</p>	<p>次に、不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>[挙手多数]</p>
<p>後藤徹委員長</p>	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手多数であります。よって、請第1号は不採択とすべきものと決しました。</p> <p>次に、請第2号を議題といたします。同請願についてはすでに紹介・説明が終わっておりますので、直ちに審査に入ります。意見のある方はご発言願います。</p> <p>[発言する者なし]</p>
<p>後藤徹委員長</p>	<p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
<p>野口委員</p>	<p>「請第2号 消費税減税を求める意見書の国への送付を求める請願書」について、反対討論を行います。</p> <p>令和6年度における国の一般会計税収決算は約75.2兆円であり、その内訳は、消費税が最大で25兆212億円、全</p>

体の約 33%、次いで所得税が 21 兆 2,086 億円、約 28%、法人税が 17 兆 9,102 億円、約 24%です。

このとおり、消費税収は我が国最大の安定財源であり、税収の約 3 分の 1 を占めており、このうち約 4 割が地方自治体の重要な財源となっています。

事実として、これまで 5%から 8%、そして 8%から 10%に引き上げられた地方消費税交付金の増加分は、社会保障四経費といわれる年金、医療、介護、少子化対策、その他社会保障施策の重要かつ安定財源化されています。

このように、消費税を減税することは、地方自治体による行政サービスに深刻な打撃を与えかねないため、反対いたします。

最後に申し上げますが、国における減税政策に対しまして、羽島市議会は令和 7 年 6 月定例会において、「ガソリン税廃止を求める意見書」を議員各位のご理解を得て可決し、関係省庁に提出されました。

全国の地方議会がその意見書を提出したためにガソリン税廃止に国が動いたかは不透明ではありますが、高市政権は今国会において、令和 7 年度補正予算の三つの柱として、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化で構成されており、経済対策ではガソリン・軽油のいわゆる暫定税率廃止と基礎控除引き上げ等による所得減税を合わせて、総額 2.7 兆円の減税実施が盛り込まれているところです。

また、羽島市議会の令和 7 年 9 月定例会においては、民生文教委員会発議による「公立医療機関等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書」が提出されました。

この意見書では、病院に対する消費税制度について、診療報酬による補填の大幅な改善を行うよう、控除対象外消費税の問題について要望項目を示したところです。

減税政策を始め、高市内閣において責任ある積極財政を実施しているところであり、先ほど申し上げた減税政策や閣議決定された「医療・介護等支援パッケージ」等の政策効果を見極めた上で、消費税減税の判断がなされるべきであるため、この点を申し添えます。

花村委員

賛成の立場で討論を行います。海外では、コロナ禍での景気刺激対策や物価高騰対策として、ドイツでは外食にかかる付加価値税を 7%から 5%に減税し、イギリスは食料品などに対して税率 0%または 5%の軽減税率を導入しました。このほか、多くの国で税率を引き下げています。

	<p>議会初日の請願の紹介でも申し上げたように、さきの参議院選挙では、ほとんどの野党や自由民主党の一部の議員も消費税の減税を訴えました。高市首相も以前は食料品の消費税は0%にすべきと発言しています。</p> <p>消費税の減税は速効性があり、家計のみならず企業にとっても、地方自治体や羽島市民病院にとっても、負担軽減につながります。</p> <p>消費税の導入と相次ぐ税率の引き上げによって、羽島市内などの小売・飲食業を始め、多くの自営業者は事業の継続が難しくなり、廃業しています。このことが、羽島市の特に周辺地域で車を持たない方の生活を困難にし、暮らしに深刻な影響を及ぼしています。</p> <p>こうしたことから消費税減税を求める意見書を本議会から国に送付すべきであると考え、本請願に賛成いたします。</p>
後藤徹委員長	<p>ほかに討論はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤徹委員長	<p>討論を終わります。それでは、採決を行います。請第2号は採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手少数〕</p>
後藤徹委員長	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
後藤徹委員長	<p>不採択とすることに賛成の委員の挙手多数であります。よって、請第2号は不採択とすべきものと決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。</p>
花村委員	<p>委員長、一言よろしいでしょうか。</p>
後藤徹委員長	<p>どうぞ。</p>
花村委員	<p>先頃、下中町城屋敷にあるグループホームでの事件が、広く全国に報道されたところであります。本委員会が担当委員会でありますので、当局の説明を受け、再発防止等について話し合うべきだと考えます。</p>

後藤徹委員長	<p>つきましては、委員長にお願いをいたしますと同時に、執行部に対しても議会への説明を適宜行うように求めます。</p> <p>これを持ちまして民生文教委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;"><b>【委員会閉会＝午前 10 時 26 分】</b></p>
--------	---